

〔第一問〕

1

(1)	エ
(2)	ア
(3)	オ
(4)	ウ
(5)	イ

(1) 純資産の金額を増減させる取引

- ア 任意積立金の取り崩し(繰越利益剰余金への戻し入れ) → その他利益剰余金内の増減
- イ (繰越利益剰余金を原資とする)利益準備金の積み立て → 繰越利益剰余金増+利益準備金減
- ウ 額面による社債の発行 → 資産(現金預金)増+負債増 = 純資産不変
- エ 現金の支払いによる自己株式の取得 → 資産(現金)減+自己株式増 = 純資産減
- オ 時価に相当する現金の支払いによる商品の購入 → 資産内の増減

(2) 新株の有利発行 → (有利)発行価額(<時価)だけ資産(現金)増+資本金増

- ア 発行価額にみあう資産が増加し、これに伴い同額の資本が増加する。
- イ 新株の時価 × にみあう資産が増加し、これに伴い同額の資本が増加する。
- ウ 発行価額にみあう資産が増加し、これに伴い同額の収益が発生 × する。
- エ 新株の時価にみあう資産 × と発行価額にみあう資本がともに増加し、差額相当の収益が発生 × する。
- オ 発行価額にみあう資産と新株の時価にみあう資本 × がともに増加し、差額相当の費用が発生 × する。

(3) 帳簿価額を上回る対価による自己株式の処分 → その他資本剰余金(自己株式処分差益)増

- ア 自己株式処分差益にみあうその他資本剰余金が減少 × し、代わりに同額の期間利益が発生 × する。
- イ 自己株式処分差損 × にみあう期間費用が発生 × する。
- ウ 原則として自己株式処分差損 × にみあうその他資本剰余金が減少 × する。
- エ 自己株式処分差益にみあう期間利益が発生 × する。
- オ 自己株式処分差益にみあうその他資本剰余金が増加する。

(4) 保有している自己株式の評価 → 取得原価評価

- ア 時価が下落した場合は原則として簿価を切り下げ ×、差額にみあう期間費用を計上する。
- イ 時価が下落した場合は原則として簿価を切り下げ ×、差額にみあうその他資本剰余金を減額させる。
- ウ 時価の騰落にかかわらず再評価は行わない。
- エ 上場銘柄の自己株式に限って時価による継続的な再評価 × と、評価差額の損益算入が求められる。
- オ 投機目的で保有する場合に限って時価による継続的な再評価 × と、評価差額の損益算入が求められる。

- (5) 自社発行の新株予約権が失効したことの影響 → 新株予約権取崩 + 新株予約権戻入益
- ア 拠出資本 × が減少し、代わりに同額の留保利益が増加する。
 - イ 純資産のうち株主資本以外の要素が減少し、代わりに同額の期間利益が発生し、最終的には期間利益にみあう留保利益が増加する。
 - ウ 負債 × が減少し、代わりに同額の期間利益が発生する。
 - エ 拠出資本 × が減少し、代わりに同額の期間利益が発生する。
 - オ 純資産のうち株主資本以外の要素が減少し、代わりに同額の留保利益が (期間利益を経ず) × に増加する。

(6)	<p>普通株主との取引は資本取引であり、資本取引から損益が生じることはないため、期間損益に影響が及ばない。</p> <hr/> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使により株主となるまでは株主以外の第三者であり、権利行使時を除き、新株予約権との取引は損益取引であり、期間損益に影響が及ぶ。具体的には、新株予約権がストック・オプションとして付与された場合には、ストック・オプションを対価として提供されるサービスの消費に応じて株式報酬費用が計上され、期間損益に影響が及ぶ。</p> <p>また、新株予約権が権利行使されることなく失効した場合には、新株予約権戻入益が計上され期間損益に影響が及ぶ。</p>
-----	---

解答上のポイント（答案に織り込みたいキーワード）

- ① **普通株主との取引：資本取引 → 期間損益に影響が及ばない**
- ② **新株予約権との取引：損益取引 → 期間損益に影響が及ぶ**

2

(1)	イ
(2)	イ
(3)	ウ

- (1) S社への投資に関連してP社が個別財務諸表上に計上する純利益の大きさ
→ イ S社からP社への配当金：400
- (2) S社への投資に関連してP社が個別財務諸表上に計上する純利益の大きさ
→ イ S社からP社への配当金：400
- (3) P社の個別財務諸表上の損失を、S社の個別財務諸表に移転させる効果を有する取引の例
→ ウ 時価が取得原価より下落した商品(1,000→800)を取得原価以上(1,200)で販売する取引

(4)	我が国企業の多角化・国際化の進展、我が国証券市場への海外投資家の参入の増加等の環境の著しい変化に伴い、企業の側においては連結経営重視の傾向、投資者の側からは連結情報に対するニーズが高まりに対応して、内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加の促進及び投資者の自己責任に基づく適切な投資判断と企業自身の実態に即したより適切な経営判断を可能にし、また、国際的にも遜色のないディスクロージャー制度の構築する必要がある。そこで、連結ベースでのディスクロージャーの充実が求められていることを理由に、企業集団に連結財務諸表の開示が求められている。
-----	---

参照 「連結財務諸表に関する会計基準」 47項

この間、我が国企業の多角化・国際化の進展、我が国証券市場への海外投資家の参入の増加等の環境の著しい変化に伴い、企業の側においては連結経営重視の傾向、投資者の側からは連結情報に対するニーズが高まっていた。このような状況を反映して、我が国の連結情報に係るディスクロージャーの現状については、多くの問題点が指摘されてきた。

参照 「連結財務諸表に関する会計基準」 48項

企業会計審議会は、これらの状況に鑑み、平成7年10月以降、連結財務諸表を巡る諸問題について審議を行い、平成9年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表した。当該意見書では、従来の個別情報を中心としたディスクロージャーから連結情報を中心とするディスクロージャーへ転換を図ることとし、連結ベースでのディスクロージャーの充実が求められている。また、議決権の所有割合以外の要素も加味した支配力基準を導入して連結の範囲を拡大するとともに、連結財務諸表の作成手続を整備するなど、連結情報充実の観点から「連結財務諸表原則」の改訂が行われた。この改訂は、内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加の促進及び投資者の自己責任に基づく適切な投資判断と企業自身の実態に即したより適切な経営判断を可能にし、また、連結財務諸表中心の国際的にも遜色のないディスクロージャー制度の構築を目的としたものであった。

解答上のポイント（答案に織り込みたいキーワード）

- ① 環境変化：企業の多角化・国際化の進展 + 海外投資家の参入の増加
- ② 変化への対応：連結経営重視の傾向
 - 企業自身の実態に即したより適切な経営判断の材料としての連結財務諸表投資者の連結情報に対するニーズ
 - = 投資者の自己責任に基づく適切な投資判断の材料としての連結財務諸表

〔第二問〕

1

①	ク	②	ウ
③	キ	④	オ

財務会計の ① **ク 資産負債** アプローチで中心に据えられている資産は、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している ② **ウ 経済的資源** 」と定義されている(討議資料「財務会計の概念フレームワーク」、第3章、4)。この ② **ウ 経済的資源** の本質は、「キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉」であり、また、この資産の能力は ③ **キ サービスポテンシャルズ** と呼ばれてきた。こうした資産の定義に従えば、資産の測定に将来キャッシュ・フローを用いることも論理的に整合する。そのため、資産の測定値は、将来キャッシュ・フローを ④ **オ 現在価値** に割り引いた金額である割引価値が妥当なものとなる。

2

I	A	II	D
---	---	----	---

参照 「財務会計の概念フレームワーク」 第4章 20項

(3-a) 将来キャッシュフローを継続的に見積り直すとともに、割引率も改訂する場合
(3-a-①) 利用価値
(定義)

利用価値は、**使用価値**とも呼ばれ、資産の利用から得られる将来キャッシュフローを測定時点で見積み、その期待キャッシュフローをその時点の割引率で割り引いた測定値をいう。

参照 「財務会計の概念フレームワーク」 第4章 24項(8)

(3-b) 将来キャッシュフローのみを継続的に見積り直す場合
(定義)

将来キャッシュフローのみを継続的に見積り直した割引価値とは、資産の利用から得られる将来キャッシュフローを測定時点で見積み、その期待キャッシュフローを資産の取得時点における割引率で割り引いた測定値をいう。

(8) 金銭債権については、その取得時点で回収が見込まれる将来キャッシュフローを原始取得原価に一致させる割引率(当初の実効金利)を求め、この割引率で割り増して毎期の簿価を計算するのが支配的な実務となっている。この簿価は**利息法**による簿価と呼ばれ、第24項にいう割引価値の典型例である。

名称	混合属性アプローチ
理由	<p>資産の価値を直接表現する測定値は、企業の投資とどのような関連を持つのかに注目して決定されるべきである。財務報告の目的を達成するためには、投資の状況に応じて多様な測定値が求められ、資産と負債の測定値を原価基準または時価基準で統一すること自体が、財務報告の目的に役立つわけではないからである。</p> <p>例えば金融資産であっても、その属性及び保有目的に鑑み、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合が考えられ、保有目的等をまったく考慮せずに時価評価を行うことが、必ずしも、企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられ、時価評価を基本としつつ保有目的に応じた評価基準を適用することが適当である。</p>

参照 「財務会計の概念フレームワーク」第4章 序文 第2段落

資産と負債に関する部分では、各種の測定値が企業の投資とどのような関連を持つのかに着目して、測定値の意味が説明されている。特に、資産・負債それ自体の価値を直接表現する測定値には、その測定値が投資のどのような状況を表現しているのかについて、独立の説明を与えている。

参照 「財務会計の概念フレームワーク」第4章 53項

本章では、資産や負債のさまざまな測定値を混在させている。そこでは、市場価格や利用価値を、すべてのケースにおいて優先的に適用すべき測定値とは考えていない。原始取得原価や未償却原価を、市場価格などによる測定が困難な場合に限って適用が許容される測定値として消極的に考えるのではなく、それらを積極的に並列させている。財務報告の目的を達成するためには、投資の状況に応じて多様な測定値が求められるからである。資産と負債の測定値をいわゆる原価なり時価なりで統一すること自体が、財務報告の目的に役立つわけではない。

参照 「金融商品に関する会計基準」第4章 66項

しかし、金融資産の属性及び保有目的に鑑み、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合が考えられる。このような保有目的等をまったく考慮せずに時価評価を行うことが、必ずしも、企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられることから、時価評価を基本としつつ保有目的に応じた処理方法を定めることが適当であると考えられる。

解答上のポイント（答案に織り込みたいキーワード）

- ① 資産の評価(測定値)：投資の状況を表現
→ 企業の投資の状況(=資産の属性及び保有目的)に応じた評価
- ② 財務報告の目的：企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させる

4

記号	は
名称	負債(時価評価)のパラドックス

信用状態が悪化して割引率が 1 高く なれば、割引価値は 2 小さく なり、信用状態が悪化する前の割引価値とその悪化後の割引価値との差額は、信用リスクが悪化した分だけ 3 評価益 が計上されてしまう。つまり、企業の信用悪化で財務的危機に直面しているという実態に反する損益計算書が作成されてしまうことになる。

5

減損損失の測定での使用価値の算定に際しては、将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを反映させる必要があり、これが将来キャッシュ・フローの見積りに反映しない場合には、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクの両方を反映した割引率を用いることになる。なぜなら、減損損失の測定での使用価値の算定は、市場価格の推定ではなく、資産又は資産グループの回収可能性を反映する価値の算定であることから、資産又は資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等の企業に固有の事情を考慮して見積られる必要があるためである。

参照 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」四2(4)②

将来キャッシュ・フロー

将来キャッシュ・フローは、現時点における資産又は資産グループの回収可能性を反映すべきであることから、資産又は資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮して見積られる必要がある。(以下省略)

参照 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」四2(5)

使用価値の算定に際して用いられる割引率

資産又は資産グループの使用価値の算定に際しては、将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを反映させる必要がある。その方法としては、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる方法と、割引率に反映させる方法がある。前者を採用した場合には、割引率は貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率となり、後者を採用した場合には、割引率は貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクの両方を反映したものとなる。また、将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることに対応して、割引率も税引前の数値を用いる必要がある。

解答上のポイント (答案に織り込みたいキーワード)

- ① 使用価値の算定：資産又は資産グループの回収可能性を反映 → 企業に固有の事情を考慮
- ② 将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスク：将来CF or 割引率に考慮

名称	給付算定式基準
説明	<p>期間定額基準とは、退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額を計算するにあたり、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法である。</p>
と	
容認理由	<p>退職給付会計では退職給付見込額の期間帰属方法を費用配分の方法として捉えており、直接観察できない労働サービスの費消態様に合理的な仮定を置かざるを得ないことを踏まえれば、労働サービスに係る費用配分の方法は一義的に決まらず、勤務期間を基礎とする費用配分の方法である期間定額基準について否定する根拠は乏しいと考えらるることから、期間定額基準の選択適用が認められている。</p>

参照 「退職給付に関する会計基準」 19項(1)

退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）

参照 「退職給付に関する会計基準」 19項61項

期間定額基準を選択適用で認めるべきという意見は、我が国の退職給付会計では退職給付見込額の期間帰属方法を費用配分の方法として捉えており、直接観察できない労働サービスの費消態様に合理的な仮定を置かざるを得ないことを踏まえれば、労働サービスに係る費用配分の方法は一義的に決まらず、勤務期間を基礎とする費用配分の方法（期間定額基準）についても、これを否定する根拠は乏しいという考え方に基づいている。また、給付算定式基準では、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となる場合（給付算定式に従う給付が著しく後加重である場合）、その部分について均等に生じるものとみなして補正すべきとされているが、これは、勤務期間を基礎とする配分に一定の合理性を認めていることを示唆している、という意見もある。

解答上のポイント（答案に織り込みたいキーワード）

- ① 期間定額基準：退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法
- ②-1 退職給付見込額の期間帰属方法：費用配分の方法
- ②-2 退職給付費用の計上 = 労働サービスに係る費用配分
 - 直接観察できない労働サービスの費消態様：合理的な仮定が必要
- ②-3 勤務期間を基礎とする費用配分の方法 = 合理的な仮定の一つ(否定する根拠は乏しい)

〔第三問〕

問 1 貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表

×5年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	(1,036,996)	I 流動負債	(496,700)
〔現金及び預金〕	(410,015)	買掛金	(183,484)
受取手形	(51,840)	短期借入金	(22,300)
〔電子記録債権〕	(62,640)	〔1年以内返済長期借入金〕	(196,000)
売掛金	(231,284)	未払金	(7,642)
商品	(257,540)	〔未払費用〕	(33,792)
前払費用	(14,893)	〔未払法人税等〕	(6,458)
繰延税金資産	(12,241)	〔未払消費税等〕	(29,952)
貸倒引当金	(△3,457)	前受金	(17,072)
II 固定資産	(547,120)	II 固定負債	(557,300)
有形固定資産	(494,600)	長期借入金	(530,000)
建物	(64,638)	〔退職給付引当金〕	(27,300)
構築物	(6,606)	負債合計	(1,054,000)
備品	(4,056)	純資産の部	
土地	(419,300)	I 株主資本	(530,571)
無形固定資産	(12,500)	資本金	(260,000)
ソフトウェア	(7,700)	資本剰余金	(200,000)
〔ソフトウェア仮勘定〕	(4,800)	資本準備金	(200,000)
投資その他の資産	(40,020)	〔利益剰余金〕	(134,171)
〔投資有価証券〕	(23,635)	利益準備金	(30,852)
〔関係会社株式〕	(8,000)	その他利益剰余金	(103,329)
繰延税金資産	(8,385)	繰越利益剰余金	(103,319)
		〔自己株式〕	(△63,600)
		II 評価・換算差額等	(△455)
		〔その他有価証券評価差額金〕	(△455)
		純資産合計	(530,116)
資産合計	(1,584,116)	負債及び純資産合計	(1,584,116)

損益計算書

自平成X4年4月1

至平成X5年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		(2,615,894)
売 上 原 価		(2,044,714)
売 上 総 利 益		(571,180)
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		(518,356)
営 業 利 益		(52,824)
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	(184)	
雑 収 入	(614)	(798)
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	(2,205)	
[シンジケートローン手数料]	(11,000)	
雑 損 失	(37)	(13,242)
経 常 利 益		(40,380)
特 別 損 失		
[投資有価証券評価損]	(14,025)	
[減 損 損 失]	(10,700)	(24,725)
税 引 前 当 期 純 利 益		(15,655)
[法人税・住民税及び事業税]	(14,512)	
[法 人 税 等 調 整 額]	(△2,025)	(12,487)
当 期 純 利 益		(3,168)

問2 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
報 酬 及 び 給 料 手 当	318,865
[賞 与]	(29,910)
[退 職 給 付 費 用]	(4,785)
法 定 福 利 費	(47,896)
支 払 手 数 料	(21,358)
賃 借 料	15,698
広 告 宣 伝 費	(26,662)
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	(3,125)
旅 費 交 通 費	(5,541)
租 税 公 課	(6,509)
減 価 償 却 費	(7,309)
そ の 他	30,698
合 計	(518,356)

1 現金及び預金に関する事項

(1) 現金過不足

雑損失	2	現金	92-90
-----	---	----	-------

(2) 経理清算未払

旅費交通費	120	未払金	120
-------	-----	-----	-----

(3) 広告宣伝費未処理

広告宣伝費	5,400	普通預金	5,400
-------	-------	------	-------

2 売上債権に関する事項

(1) 商品未引渡

売上高	10,260-760	前受金	10,260
仮受消費税等	760		

(2) 電子記録債権

電子記録債権	62,640	受取手形	62,640
--------	--------	------	--------

(3) 貸倒引当金

貸倒引当金(前T/B)	3,659	貸倒損失(前T/B)	3,327	=*1
貸倒引当金繰入額	3,125	貸倒引当金	3,457	=*2
繰延税金資産(流動)	1,037	法人税等調整額	3,457×30%	

*1：販売費及び一般管理費の明細に貸倒損失がないため、期首の債権残高についての貸倒れと考
える。

*2：貸倒実績率

X2年3月期：貸倒損失 3,880 ÷ (債権残高 105,464+217,833) = 0.0120… → 1.2%

X3年3月期：貸倒損失 2,610 ÷ (債権残高 106,575+219,267) = 0.0080… → 0.8%

X4年3月期：貸倒損失 3,327 ÷ (債権残高 109,426+223,234) = 0.0100… → 1.0%

∴ 貸倒実績率 1.0% = (1.2% + 0.8% + 1.0%) ÷ 3期

貸倒引当金 3,457.64 = { 受取手形(前T/B) 114,480 + 売掛金(前T/B) 231,284 } × 1.0%

3 有価証券に関する事項

(1) A A A 社株式

① 期首洗替未処理

有価証券	260	その他有価証券評価差額金	182
		繰延税金資産(固定)	182×30%/70%

② 期末時価評価

投資有価証券	@0.42×13,000株	有価証券	6,110
その他有価証券評価差額金	650×70%		
繰延税金資産(固定)	650×30%		

(3) B B B 社株式

投資有価証券	@1.55×8,500株	有価証券	27,200
投資有価証券評価損	14,025		

繰延税金資産(回収不能)	4,207	法人税等調整額	14,025×30%
--------------	-------	---------	------------

(4) C C C 社株式

投資有価証券	5,000	有価証券	5,000
--------	-------	------	-------

(5) D D D 社株式

関係会社株式	8,000	有価証券	8,000
--------	-------	------	-------

(6) 自己株式

自己株式	63,600	有価証券	63,600
------	--------	------	--------

4 棚卸資産に関する事項

(1) 売上原価算定

売上原価	2,43,122	繰越商品(前T/B)	250,163
商品	254,632	仕入	2,047,591

(2) 商品 E E E 仕入計上漏れ

商品	83,947-79,447	買掛金	4,860
仮払消費税等	360		

(3) 商品 G G G

棚卸減耗損(売上原価)	295	商品	41,251-40,956	=*3
-------------	-----	----	---------------	-----

*3: 販売費及び一般管理費の明細に棚卸減耗損がないため、売上原価の内訳項目とする。

(4) 商品 H H H

商品評価損(売上原価)	1,297	商品	2,594×50%
-------------	-------	----	-----------

繰延税金資産(回収不能)	389	法人税等調整額	1,297×30%
--------------	-----	---------	-----------

5 有形固定資産に関する事項

(1) 遊休土地

減損損失	10,700	土地	86,500-75,800
------	--------	----	---------------

繰延税金資産(回収不能)	3,210	法人税等調整額	10,700×30%
--------------	-------	---------	------------

6 無形固定資産に関する事項

(1) 販売管理システム

減価償却費	2,500	ソフトウェア	12,500×1/5年	=*4
-------	-------	--------	-------------	-----

*4: 当期末利用可能期間見直し → 当期減価償却 5年、翌期以降残存償却期間 2年

(2) 新販売管理システム制作費

ソフトウェア仮勘定	4,800	ソフトウェア	4,800
-----------	-------	--------	-------

7 借入金に関する事項

(1) 借入

仮受金	540,000	1年以内返済長期借入金	180,000
		長期借入金	360,000

(2) 支払手数料

シンジケートローン手数料	11,000	支払手数料	10,800 + 1,200
前払費用	1,200 × 10/12		

(3) 未経過支払利息

前払費用	2,160	支払利息	3,240 × 4/6
------	-------	------	-------------

8 賞与に関する事項

(1) X5年6月夏期賞与

賞与	29,750	未払費用	33,792
法定福利費	4,042		

繰延税金資産(流動)	10,137	法人税等調整額	33,792 × 30%
------------	--------	---------	--------------

(2) 賞与引当金取崩

賞与引当金(前T/B)	26,730	賞与	26,730
-------------	--------	----	--------

9 退職給付に関する事項

(1) 退職一時金支給

退職給付引当金	453	退職金(前T/B)	453
---------	-----	-----------	-----

(2) 退職給付引当金

退職給付費用	4,785	退職給付引当金	27,300 - 22,968 + 453
--------	-------	---------	-----------------------

繰延税金資産(固定)	8,190	法人税等調整額	23,700 × 30%
------------	-------	---------	--------------

10 諸税金に関する事項

(1) 消費税等

仮受消費税等	210,030 - 760	仮払消費税等	169,384 + 360
		仮払金(中間納付)	9,500
		未払消費税等	39,452 - 9,500
		雑収入	74

(2) 法人税等

法人税・住民税及び事業税	14,512	未払法人税等	6,458
租税公課	3,229	法人税等(前T/B)	11,283

繰延税金資産(流動)	1,067	法人税等調整額 $(3,558 + 329) \times 30\%$	=*5
------------	-------	-------------------------------------	-----

*5 : 未払事業税(資本割・付加価値割) 3,229 = 年税額 2,300 + 4,209
- (中間納付額 1,150 + 2,130)
未払事業税(所得割) 329 = 年税額 1,682 - 中間納付額 1,353

(3) 税効果会計

① 前期計上

法人税等調整額	18,406	繰延税金資産(流動)	11,516
		繰延税金資産(固定)	6,968-78

 =*6

*6 : その他有価証券評価差額金の税効果期首洗替未処理分(3.(1)①)

② 当期計上(上記までに仕訳済み)

繰延税金資産(流動)	12,241	法人税等調整額	20,431
繰延税金資産(固定)	8,190		

 =*7

*7 : 繰延税金資産(流動) 12,241 = 1,037(1.(3)) + 10,137(8.(1)) + 1,067(10.(2))
繰延税金資産(固定) 8,190(9.(2))

問3 個別注記表（一部抜粋）

a	一般債権
b	退職給付債務
c	61,654
d	×4
e	1,380
f	×5
g	1,350
h	利益剰余金

1 重要な会計方針に係る事項

引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、(a 一般債権) について貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における(b 退職給付債務) の見込額に基づき計上しております。この計算に、退職給付に係る期末自己要支給額を用いた簡便法を適用しております。

2 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 (c 61,654) 千円

取得原価 136,954 = 建物 89,000 + 構築物 28,300 + 備品 19,654
 帳簿価額 75,300 = 建物 64,638 + 構築物 6,606 + 備品 4,056
 ∴ 減価償却累計額 61,654 = 取得原価 136,954 - 帳簿価額 75,300

3 株主資本等変動計算書に関する注記

剰余金の配当に関する事項

(1) 配当支払額等

(d X4) 年6月26日の定時株主総会で、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 (e 1,380) 千円

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(f X5) 年6月26日開催の定時株主総会で、次のとおり提案しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 (g 1,350) 千円

(ロ) 配当の原資 (h 利益剰余金)

発行済株式数 3,000株 = 自己株式当期取得 60株 ÷ 議決権割合 2%
 X4年6月配当 1,380 = @0.5 × (発行済株式数 3,000株 - 自己株式 240株)
 X5年6月配当 1,350 = @0.5 × { 発行済株式数 3,000株 - (自己株式 240株 + 60株) }